

福岡市公報

令和6年7月1日 第7065号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市保健所長事務委任規則の一部改正(第108号)…………… 1

規

則

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第108号

福岡市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市保健所長事務委任規則(昭和38年福岡市規則第63号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中ただし書を次のように改める。

ただし、重要又は異例な事項については、市長の指揮を受けなければならない、また、第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる事務のうち医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項及び第2項の規定によるものについては、市長は必要があると認めるときは、自らその権限を行使することができる。

本則第1号を次のように改める。

(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)の規定により市長の権限に属する事務

本則第2号中「。以下本号において「法」という。)に基づき」を「)の規定により」に改め、「のうち次に掲げるもの」を削り、同号アからエまでを削る。

本則第5号中「(昭和23年法律第205号。以下本号において「法」という。))」、「。以下本号において「施行令」という。」及び「。以下本号において「施行規則」という。」を削り、「基づき」を「より」に改め、「のうち次に掲げるもの。」を削り、同号アからナまでを削る。

本則第6号中「。以下本号において「法」という。)に基づき」を「)の規定により」に改め、「のうち次に掲げるもの。」を削り、同号アからオまでを削る。

本則第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

(7)及び(8) 削除

本則第 9 号中「もの。」を「もの」に改め、同号カ中「法第27条第 1 項」を「法第61条第 1 項」に改め、同号に次のように加える。

キ 法第66条第 1 項の規定により表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

ク 法第66条第 2 項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命じること。

本則第10号中「もの。」を「もの」に改める。

本則第11号及び第12号を次のように改める。

(11)及び(12) 削除

本則第13号中「もの。」を「もの」に改め、同号中キをケとし、カをクとし、同号オ中「第33条の 4 第 1 項」を「第33条の 6 第 1 項」に改め、同号オを同号キとし、同号中アからエまでをウからカまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 法第27条第 1 項又は第 2 項の規定により指定医に診察をさせること。

イ アの診察をさせる場合に職員を立ち会わせること。

本則第13号に次のように加える。

コ 法第47条第 1 項の規定により法第48条第 1 項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は指定した医師に、精神保健及び精神障がい者の福祉に関し、精神障がい者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせること。

サ 法第47条第 2 項の規定により医療を必要とする精神障がい者に対し、その精神障がいの状態に応じた適切な医療施設を紹介すること。

本則第14号中「。以下この号において「法」という。）」を「」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）」に、「基づき」を「より」に改め、「のうち次に掲げるもの。」を削り、同号アからミまでを削る。

本則第14号の 2 を削る。

本則第15号中「。以下この号において「法」という。」を削り、「。以下この号において「施行令」という。）に基づき」を「」の規定により」に改め、「のうち次に掲げるもの。」を削り、同号アからノまでを削る。

本則第16号から第29号までの規定中「もの。」を「もの」に改める。

本則第30号中「除く。）」を「除く。）」に改める。

本則第31号中「もの。」を「もの」に改める。

本則第32号中「もの。」を「もの」に改め、同号ア中「、17の項」を削り、同号を本則第34号とし、本則第31号の次に次の 2 号を加える。

(32) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師等に関する法

律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の規定により市長の権限に属する事務

③ 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により市長の権限に属する事務

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（福岡市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正）

- 2 福岡市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成9年福岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「経由等」を「提出先等」に改め、同条中「市長に」及び「衛生検査所の所在地を所管する」を削り、「を経由し」を「に提出し」に改める。

（福岡市医療法施行細則の一部改正）

- 3 福岡市医療法施行細則（平成9年福岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「経由等」を「提出先等」に改め、同条中「市長に」を削り、「市長が」を「保健所長が」に改め、「病院、診療所、助産所又は医療法人の事務所の所在地を所管する」を削り、「を経由し」を「に提出し」に改める。

（福岡市死体解剖保存法施行細則の一部改正）

- 4 福岡市死体解剖保存法施行細則（平成12年福岡市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「経由等」を「提出先等」に改め、同条中「市長に」を削り、「正副2通とし、死体の全部又は一部を保存しようとする地を所管する」を「正本及び保健所長が定める通数の副本とし、」に、「を経由し」を「に提出し」に改める。

第3条第1項中「市長又は」を削り、同項第1号中「（様式第1号）」を削り、同項第2号中「（様式第2号）」を削り、同項第3号中「（様式第3号）」を削り、同条第2項第1号中「（様式第4号の1）」を削り、同項第2号中「（様式第4号の2）」を削る。

第4条中「市長又は」を削り、同条第1号中「（様式第5号）」を削り、同条第2号中「（様式第6号）」を削り、同条第3号中「（様式第7号）」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（申請書等の様式）

- 第5条 この規則の規定による申請又は許可に関し作成する申請書、許可証等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第7号までを削る。

